

TMプラザはままつ 会則

(目的)

第1条 TMプラザはままつは、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の事業の一環として地域産業を支える中小企業の経営基盤の強化や、技術力・開発力の向上、販売力の拡充を図るため、大・中・小企業のネットワーク化を図り、会員相互の親睦、災害・公害防止、環境安全を推進し、もって産業の振興、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 経営力の強化のための情報、経営ノウハウの交換
- (2) 新技術、新商品の共同研究開発
- (3) 新市場の開拓、営業力の強化
- (4) 産・学・官の交流事業
- (5) 地域間の交流事業
- (6) その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第3条 この会の組織は、次のとおりとする。

- (1) この会は静岡県西部地域に事業所を有する各事業種分野の中小企業等によって構成される正会員と、この事業に賛同する企業によって構成される賛助会員によって組織される。
- (2) この会には学識経験者を顧問として、試験研究機関を協力機関として置くことができる。
- (3) この会に次の役員を置く。

ア 会長	1名	(幹事の互選とする。)
イ 副会長	1名	(幹事の互選とする。)
ウ 代表幹事	1名	(幹事会の推薦とする。)
エ 副代表幹事	グループ毎に各1名	(幹事会の推薦とする。)
オ 幹事	若干名	(会員の互選による。)
カ 会計監事	2名	(会員の互選による。)
キ 相談役・顧問	若干名	(幹事会の推薦とする。)
- (4) 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 この会の会議は、代表幹事又は幹事が必要と認めたときに代表幹事がこれを招集し、会議の議長は会長があたる。

(入会)

第5条 この会の会員となるためには所定の入会申込書を代表幹事に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(退会)

第6条 この会の会員は、会員の申し出によって退会することができる。

2 次の場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員企業が解散若しくはこれに類する事実が生じたとき
- (2) 会費を請求日より6ヵ月以内に納入しないとき

(除名)

第7条 会員がこの会の名誉を毀損し、また、この会の目的に反するような行為があったとき、又は、会員としての義務に著しい違反のあったときは、総会の議決により退会を求め、除名することができる。

2 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

(経営)

第8条 会の活動に要する経費は、会費その他をもって充てる。なお、会費等については別に細則で定める。

(事務局)

第9条 この会の事務局は、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構内に置く。

(会則の変更)

第10条 この会則の変更は、総会において総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(雑則)

第11条 この会の運営上その他必要な事項は、役員会の協議により定める。

附 則

この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月10日から施行する。

TMプラザはままつ 細則

(会計年度)

第1条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終了する。

(会費)

第2条 会則第8条に規定する通常会費は次のとおりとし、4月に一括あるいは4月及び10月に半年分前納するものとする。

- | | | |
|--------|------|---------|
| (1) 年額 | 正会員 | 60,000円 |
| | 賛助会員 | 30,000円 |

(2) 中途退会の場合、既に払い込んだ会費は、返却しない。

(経理)

第3条 経理事務は、事務局で行う。

(旅費)

第4条 会の代表として出張する場合、その旅費等の支給は、次のとおりとする。

- (1) 出張の際の旅費は、出発地から目的地までの実費を支給する。
- (2) 宿泊をすることが必要な場合、その宿泊費として実費を支給する。

(慶弔)

第5条 本会に関連のある慶弔費は、次のとおりとする。

なお、この他特に必要がある場合、幹事会に協議して定める。

- (1) 会員死亡 10,000円
- (2) 見舞 (会員第1親等) 5,000円
- (3) その他の慶弔事項については、事務局にて対応する。

(細則の変更)

第6条 この細則の変更は、幹事会において会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(納入方法・払戻方法)

第7条 会費(年会費)、事業負担金の納入及び払戻方法については、次のとおりとする。

- (1) 納入金額の払込みは、払込者が払込手数料を負担する。
- (2) 事業負担金の払戻しについては、事業開催日の3日前までに、FAXにて欠席の通知を受けた場合は、全額払戻しをする。

その他の事業負担金の払戻しは、次のとおりとする。

事業開催日の2日前までに FAX

で欠席通知を受けた場合

・・・・・・・・・・・・・・・・半額払戻し

上記以降の場合は、負担金全額を請求する。

ただし、視察会等旅行については、開催日7日前までに FAX で欠席通知を受けた場合は全額払戻しをするが、それ以降の場合は全額請求する。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月5日から施行する。